

令和8年第4回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和8年4月20日
2. 開催日時 令和8年4月27日 午後3時00分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人

5. 出席委員

- 1番 松野藤四郎委員
3番 廣瀬 秀男委員
4番 青木千恵子委員
5番 浅野 隆士委員
6番 林 鉄雄委員
7番 豊田美津雄委員
8番 高田 住代委員
9番 高田 里美委員
10番 今尾 京子委員
11番 武藤 誠委員
12番 馬淵 正直委員
13番 北村 一也委員
14番 酒井 健詞委員

6. 欠席委員 2番 古川 正敏委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

事務局長	松尾 路成
事務局次長	馬淵 好人
書記	住 義之

8. 議 事 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業委員会の活動計画について

議案第14号 令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について（継続）

日程第5 土地区画整理事業の実施について

議案第17号 土地区画整理事業の実施について

10. 審議の経過

(午後3時00分)

○議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第4回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。

○議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、13番北村一也委員、14番酒井健詞委員の2名を指名いたします。

○議 長 日程第2、専決処分等の報告について、令和8年3月11日から令和8年4月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、事務局に報告を求めます。

(事務局報告)

○議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第6号、報告第7号について、質疑等ありませんか。

(質疑、意見なし)

○議 長 質疑なしと認めます。

○議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

○議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

○議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。

○議 長 議案第15号番号1について、廣瀬秀男委員ご意見ありますか。

○廣瀬委員 特段意見等はございません。

○議 長 議案第15号番号2について、松野藤四郎委員ご意見ありますか。

○松野委員 議案第15号番号2については、譲渡人の方は、現在岐阜市に居住しておりますが体が悪く農業ができないことから、譲受人に無償で譲渡されたものです。

○議 長 議案第15号番号3について、豊田美津雄委員ご意見ありますか。

○豊田委員 譲受人ご本人がやれるということなので、よろしくお願いします。

○議 長 議案第15号番号4並びに議案第16号番号1について、北村一也委員ご意見ありますか。

○北村委員 番号4についてですが、私が書類を見たときはこの3反8畝を取得された部分だけだったのですが、番号6から13までで176アールぐらいあり、今やってみえる239アールから2倍近くやられるということで、お聞きすると機械が1台しかない状態で、従業員さんなどがみえるので大丈夫かなと思いましたが、設備投資などの計画があっても良いのではないかと思います。日にちを開けてやられるのであれば問題はないかと思いますが、その辺りについて事務局から確認している話があれば教えていただきたいです。自分が実際倍近く耕作しようと思おうと無理があると思っておりどうなのかということを思っております。また、議案第16号番号1についてですが、私が説明を受けたときは、申請地の反対側が建売住宅地になっており同じように分譲住宅をやるということで、民家が併設しており農地も白地ということでサインしたのですけれど、その後事務局が調べたところ憂慮すべき点があることを先程お聞きしましたので、それについての説明をお願いいたします。

○事務局 番号4、番号6から13につきましては、耕作面積が倍近く拡張するというこ
とで、機械についてですが補助等による機械取得の申請はございませんので、も
し購入されるのであれば自己資金でやられるものと考えております。

○北村委員 営農計画書が出されていないそうなので、その辺りはいかがでしょうか。

○議長 長 この方は個人ですので、実際に耕作されている実績もありますので問題ないも
のと理解しております。議案第15号番号5ですが、古川正敏委員は本日欠席で
すが、問題なしでよろしく願いますということを伺っております。

○議長 長 続きまして議案第15号番号6から13までについて、馬淵正直委員願いま
します。

○馬淵委員 特に問題ありませんので、よろしく願います。

○議長 長 議案第15号番号14について、高田職務代理者願います。

○高田委員 特に問題ありませんので、よろしく願います。

○議長 長 只今、地区担当委員及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準
備しました各種申請書を精読して頂くため、暫時休憩とします。再開は15時3
9分とします。
(休憩)

○議長 長 只今より再開いたします。

○議長 長 それでは、議案第15号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いし
ます。
(質疑、意見なし)

○議長 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第15号番号1について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第 15 号番号 2 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第 15 号番号 2 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第 15 号番号 3 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第 15 号番号 3 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第 15 号番号 4 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第 15 号番号 5 について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第 15 号番号 5 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

- 議長 長 議案第15号番号6について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議長 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第15号番号6について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 長 議案第15号番号7について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議長 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第15号番号7について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 長 議案第15号番号8について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議長 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第15号番号8について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議長 長 議案第15号番号9について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議長 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第15号番号9について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第１５号番号１０について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第１５号番号１０について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第１５号番号１１について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第１５号番号１１について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第１５号番号１２について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第１５号番号１２について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第１５号番号１３について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)
- 議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第１５号番号１３について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 議案第15号番号14についてですが、今尾京子委員が関係者となりますので
退席をお願いします。

(今尾委員退席)

○議 長 議案第15号番号14について、質疑、意見があれば挙手を願います。

(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第15号番号14について原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 今尾委員の入室を認めます。(今尾委員入室)

○議 長 議案第16号番号1についてですが、先程北村委員から説明を求めるとい
うことで、この案件につきましては、建売住宅ではなく宅地を分譲する申請がなされ
ております。これは法律ではありませんが農地法施行規則で、分譲宅地、土地だ
けを分譲することは認めないということで、農振白地は農振除外をしなくても宅
地転用はできるのですが、家付きの分譲ならできるということで、今回の申請は
土地だけの分譲ということですので、原則できないということになります。ただ
し、宅地分譲し3か月以内に家を建てるという建築条件付売買ができる場合は転
用が可能になります。こちらの申請地は6区画あり全てその条件で契約ができる
かということになりますので、そういった仕様をつけてもらっていただければ良いの
ですが、そういったものも付いていないということで、詳細は事務局から説明して
いただきます。

○事務局 お手元にお配りしております「農地法の運用について」の資料ご覧ください。

こちらは平成21年12月11日付で農林水産省経営局長と農村振興局長の連名による通知でございます。なおこちらの情報につきましては、岐阜県の公式ホームページにも掲載されておりましてこちらを基に審査しますということを県のほうで謳っておりますのでその旨ご報告させていただきます。農地の許可基準につきましては、立地基準と立地基準以外の基準、一般基準と言いますがこの2つの基準に基づき許可がなされることになります。立地基準につきましては、第1種農地から第3種農地までの農地区分がありそれぞれにおいて転用許可基準が定められておりますが、今回の案件は立地基準以外の基準である一般基準に該当するものです。農地法第4条第6項第3号の場合では、「農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合」は農地転用をすることができないとされておりまして、その中にあります「申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものであること。申請者が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成を行い、自ら当該施設を建設せずに当該土地を処分し、申請者以外の者が当該施設を建設する場合、当該申請に係る事業は、「土地の造成のみを目的とするもの」に該当するとあります。ただし建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要綱（平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知）の規定により建築条件付売買予定地とする場合のほか、次に掲げる場合、この限りでない（附則47条第5号）。とされておりますが、今回の申請では土地の分譲ということを申請者の代理人の行政書士からいただいております。建売や建築条件付売買ではないかということを確認させていただきましたが、あくまでも土地分譲であるとの回答をいただきました。

土地の造成のみに係るものということで、申請に係る用途に供することが確実と認められない場合ということになるものと考えられます。

○議長 受付の段階で事務局から許可は難しいかもしれないという説明はしていただいているようですが、どうしても出されるということで、異議申立て等も出される可能性もあり慎重に対応する必要があるということで、この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

○北村委員 今回このような案件があることを農地部会の時にお聞きしたのですが、事前に教えてもらっていただければ良かったと思います。

○議 長 事前に担当地区委員にお知らせしておらず、申し訳ありませんでした。
この件に対する対応につきましてご意見等ございませんか。浅野委員いかがでしょうか。

○浅野委員 分かりやすく言って欲しいのですが、今回の場合は、土地だけ売りたいという
ことで、それはダメだよということで、土地の上に家があれば可能になるとい
う整理でよろしいですか。

○事 務 局 今回の案件は、建売住宅ではなく土地のみの分譲という部分になることについ
て問題提起をさせていただいております。

○豊田委員 申請手続きの順番の話ですが、市に相談される前に北村委員のところに行かれ
たのか、相談後に行かれたのかどちらでしょうか。

○事 務 局 北村委員のところに行かれた日は分かりませんが、こちらに相談に来られたの
は4月1日で、その段階でも土地分譲のみ場合の許可は厳しい旨は伝えておりま
す。その後4月10日に申請書類の提出がありました。

○北村委員 私のところには4月3日にみえました。

○議 長 許可が難しいという事務局の説明を受けた後に北村委員のところに行ってみ
えるので、何か思いがあるのではないかと考えられます。

○豊田委員 建てようと思っていたが、建築資材が入らないという理由で3か月以内に建て
られなくなった場合はどうなるのでしょうか。

○事 務 局 契約があれば問題ないと思いますが、事情がある場合でも1年以内には建てて
いただきたいという思いは県にもあると思います。建物の契約ができおらず、3
か月以内に建築ができない場合は、土地の取得者が自ら建売住宅を建ててくださ
いということになります。

○北村委員 計画では建売でも、実際には建売ではない場合はどうなりますか。

○事務局 そういった案件はないのですが、実際そのような事例があれば通報して罰則等が与えられることもあり得ますが、詳しいことまでは分かりません。

○浅野委員 こういった話はいつも問題になるのですが、こうだったらどうなのかという仮定の話ではなくて、まず原則論に戻り申請どおりなされていなければ駄目だと思います。抜け道論から入ると法律が形骸化してしまい歯止めがかからなくなるので、何か月以内に家を建てることになっているので許可ということで判断することが正しい判断になると思います。

○議長 「許可相当」、「不許可相当」、「判断できないので県に委ねる」の3種類になるかと思いますが、浅野委員が言われるとおりの規則で決まっているので不許可相当にするということもあります。

○議長 結論として「判断できないので県に委ねる」というのはできるのでしょうか。

○事務局 「許可相当」、「不許可相当」の意見を付すことしかできません。

○議長 瑞穂市農業委員会の意見として結論を出したいと思います。
「不許可相当」とする意見を付す委員は挙手願います。
(全員挙手)

○議長 不許可相当で意見を付すことで決定しました。

○議長 日程第4、農業委員会の活動計画についてを議題とします。「議案第14号令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について」、審議を農地部会ならびに農政部会に付託しておりましたので、各部長に審議結果の報告を求めます。まず農政部会長の高田里美委員に審議結果の報告を求めます。

○高田委員 報告します。議案第14号の令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等については、2枚目以降のⅡ最適化活動の目標のところが農政部会に付託されましたので、本日総会前に巢南庁舎公室において、事務局に出席を求め慎重に審議を行いました。農地の集積につきましては、昨年度と比べて集積面積が5ha増

加となり、集積率も３１％台に乘りましたが、目標の令和１２年度８０％というのは実現がかなり厳しい状況です。課題として、農地集約している担い手の一部が認定農業者になっていないことと、市街化区域内農地が小規模で集約しにくい環境であることが挙げられる説明を伺いました。遊休農地については、０．４ha 横屋地区を中心に増加したものの、０．４ha 野田新田地区と中宮地区で減少しておりますが、雑木、雑草などが放置され荒地になり、管理されていない農地が多くなってきていることについての意見が出されました。また、遊休農地の解消に向けた取組を進めることについてのご意見もいただきました。活動強化月間については、８月、１０月、１１月の農地パトロールのほか、現地調査を実施し、引き続き優先的に推進していく課題であるとの認識を共有しました。以上、付託されている全ての項目につきまして出席部会員全員が了承することになりましたので、報告致します。

○議長 途中ですが、浅野委員が所用により退席されますのでよろしくお願いします。
(浅野委員退席)

○議長 続きまして、農地部会長の北村委員に審議結果の報告を求めます。

○北村委員 報告します。議案第１４号の令和８年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等については、Ⅰ農業委員会の状況のところが農地部会に付託されましたので、本日総会前に巢南庁舎公室において、会長、職務代理者、事務局の出席を求め慎重に審議を行いました。事務局から１農業委員会の現在の体制及び２農家・農地等の概要について説明がありました。また、４月２４日開催の農地利用最適化推進委員会で適当であるという回答を得ているとの報告を受けました。質疑、意見を求めましたが、特に質疑、意見等はありませんでした。出席者全員一致で原案の通りで問題なしと決定しましたので、ご報告致します。以上で農地部会長報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。議案第１４号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
(質疑、意見なし)

○議 長 質疑、意見がないものと認めます。議案第 14 号について、農地部会並びに農政部会の報告を農業委員会の案と定めることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 日程第 5、土地区画整理事業の実施についてを議題とします。議案第 17 号「土地区画整理事業の実施について」、事務局に説明を求めます。
(事務局説明)

○事務局 議案第 17 号「土地区画整理事業の実施について」説明いたします。資料 13 頁に岐阜県知事から農業委員会に対する土地区画整理事業計画に対する意見照会の文書を付けておりますのでご覧ください。こちらの詳細につきましては、都市整備部穂積駅圏域拠点整備課職員を本日説明員として招集しておりますので、入室を許可していただき、説明させていただきたく提案いたします。

○議 長 只今、事務局からありましたとおり、説明員が来ておりますので、入室を認めることについてご異議ありませんか。
(異議なしの声)

○説明員 穂積駅南土地区画整備事業の概要についてご説明させていただきます。

事業計画書(案)の 1 頁ですが、穂積駅南土地区画整理事業を瑞穂市が施行者となって事業を進めていくことになっております。施行地区につきましては、現在の JR 穂積駅南口付近約 1.7 ヘクタールの区画整理事業を実施していくというものになります。31 頁に図面が付いておりまして、穂積駅の図面に茶色で囲われた部分の計画区域を載せており、このエリアが 1.7 ヘクタールのエリアになります。現在の駅前広場を西側に拡張し 6,800 m²の広場にするものになります。このエリアには既存住宅やコインパーキングがございますので、土地区画整理事業の手法を用いて換地を行い整備することにしております。また、道路も整備しながら再配置をしていくことになります。このエリアにつきましては、皆様もご存じかと思いますが、現状農地がございますが既存の水路がございます、図面には水路 2-1 になりますが、既存の水路機能を維持しながら整備することとしております。この事業につきましては、現在事業認可の手続きを進めており

まして、約10年間の実施期間として、令和18年3月末を施行期間として考えております。概要につきましては以上でございます。

○事務局 話としましては、説明があった水路が過去農業用水路として使われていたとのことですので、今回意見照会がなされたというものです。

○議長 この件に関して質問のある方、意見があれば挙手をお願いします。

○廣瀬委員 先程農地がないと言われましたが、タブレットで事前に確認しましたところ線路付近で1か所農地があるのですが、この農地は無くなったということでしょうか。

○事務局 現在は農地転用がなされている土地になります。

○議長 その他ご意見よろしかったでしょうか。

○松野委員 土地区画整理事業のエリアはもう少し南まで広い範囲の規模にすれば良いのではないですか。もう少し良い方法はないのでしょうか。

○説明員 今回は第1弾としてバスと自家用車が混在している状況の解消に向けて駅前広場等の整備を実施するものになります。これ以外の周辺につきましては、令和4年9月に駅周辺整備基本計画というものを作っておりますけれど、これには駅の北側を含め順番に整備していく方針を定めておりまして、これに基づきまして駅周辺を整備していくことにしておりますので、ご理解いただけたら有難いと思います。

○議長 その他、質疑、意見はありますか。

(質疑、意見無し)

○議長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第17号について、原案のとおり「意見なし」でよろしい方は挙手を願います。

(賛成多数)

○議 長 賛成多数と認め、「意見なし」といたします。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第4回総会を閉会いたします。